

# 診療報酬に関する院内掲示

当院は九州厚生局長の指定を受けた保健医療機関です  
次の施設基準に適合している旨の届出を行っています

- ・ 小児科外来診療料
- ・ 機能強化加算
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 発熱患者等対応加算
- ・ 時間外対応加算 3
- ・ 小児かかりつけ診療料
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算

## 【小児科外来診療料】

小児科を標榜する保険医療機関が6歳未満の外来患者様に対して診療を行った場合に算定します。

## 【機能強化加算】

当院は「地域のかかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- ・ 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・ 保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

## 【外来感染対策向上加算／発熱感染者等対応加算】

当院では、当院への受診歴にかかわらず、発熱およびその他感染症の疑いがある患者様の受け入れを行っています。

一般患者様（感染症の疑いのない）との動線を分けるため、必ず予約をお願いいたします。

医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関として佐賀県と協定を締結しています。

## 【時間外対応加算】

当院では時間外対応加算を平成30年4月より算定しております。

当院を継続的に受診されている患者様（かかりつけの患者様）からのお電話によるお問い合わせに対して、診療時間外の夜間の時間は、原則として22時までは、電話対応できる体制をとらせていただいております。ただし、当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の連携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

※夜間・深夜・日曜・祝祭日は、緊急時以外はご遠慮いただき、院長の体調保持にもご協力ください。

#### 連絡先

- ◆小児救急医療電話相談 #8000 19:00~23:00
- ◆佐賀市休日夜間こども診療所 0952-24-1400  
平日20:00~22:00 土曜 17:00~22:00  
日曜・祝祭日12/31~1/3 9:00~22:00
- ◆こどもの救急(対象年齢:生後1か月から6歳まで) <http://kodomo-qq.jp/>
- ◆佐賀県医療センター 好生館 0952-24-2171 (代表)
- ◆佐賀大学医学部附属病院 0952-31-6511 (代表)
- ◆独立行政法人国立病院機構 佐賀病院 0952-30-7141 (代表)
- ◆佐賀整肢学園こども発達医療センター 0952-98-2211 (代表)
- ◆久留米大学病院 0942-35-3311 (代表)
- ◆社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 0942-35-3322 (代表)

#### 【小児かかりつけ診療料】

当院では、平成30年4月より当院を継続して受診され、同意された患者様に、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診察を行います。

- 対象年齢6歳未満の患者様が対象です。
- 急な病気の際の診察や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の効果性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者様からの電話等による問い合わせに対応します。

ただし、当院がやむを得ず対応できない場合などには、上記の連携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

#### 【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院では、以下の項目を実施しております。

- ・ 診察室において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施しています。
- ・ 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で発行しております。

#### 【夜間・早朝等加算】

土曜日12～13時の間に受付されますと夜間・早朝等加算が算定されます。

#### 【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組みなどを実施しております。

- ・ 後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく。薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。
- ・ 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります、

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります

#### 【小児抗菌薬適正使用支援加算】

抗菌薬の適正使用に関する患者様とご家族の理解向上に資する診療を評価する加算です。当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努め、急性気道感染症、急性下痢症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎の場合に、療養上必要な指導や検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合に、初診時に限り算定します。

## 保険適応外料金表

橋野子どもクリニック 院長

入園前、健康報告書、会社提出など	1,100円
診断書（詳細院内所定）	3,300円～
通院証明書（保険会社提出分など）	5,500円～
乳児健康診断	6,600円～
検尿	550円
採尿パック	150円
尿スピッツ	100円
気管カテーテル	200円
オムツ	50円
スポットビジョンスクリーナー（屈折検査）	800円
ペンレステープ	50円
M-BFクリーム	2,200円

## 【院内感染対策に関する取り組み事項】

### 1.院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

### 2.院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。

尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

### 3.院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

### 4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

### 5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。

尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

### 6.抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

### 7.他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。